

(第34号議案)

中野区介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

- (1) 令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間において介護給付費の増加が見込まれることから、保険料の基準額を改正する必要がある。
- (2) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴い、合計所得金額に関する規定を整備する必要がある。
- (3) 令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間において任意事業における介護用品の支給要件が変更されることにより、区が定める支給要件と適合しなくなるため、特別給付に移行する必要がある。

2 改正内容

- (1) 介護保険料の保険料額を次のように改める。
 - ① 介護保険料の保険料額等が適用される期間を「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。
 - ② 保険料基準額「68,709円」を「68,710円」に改める。
 - ③ 第1段階の保険料率「100分の45」を「100分の30」に、保険料額「30,900円」を「20,600円」に改める。
 - ④ 第2段階の保険料率「100分の60」を「100分の35」に、保険料額「41,200円」を「24,000円」に改める。
 - ⑤ 第3段階の保険料率「100分の70」を「100分の65」に、「48,000円」を「44,600円」に改める。
 - ⑥ 第1段階の保険料率は100分の45を超えない範囲内において、第1段階の保険料額は30,900円を超えない範囲内において規則で定める旨の条項を削る。
 - ⑦ 第2段階の保険料率は100分の60を超えない範囲内において、第2段階の保険料額は41,200円を超えない範囲内において規則で定める旨の条項を削る。
 - ⑧ 第3段階の保険料率は100分の70を超えない範囲内において、第3段階の保険料額は48,000円を超えない範囲内において規則で定める旨の条項を削る。

(2) 令和3年度から令和5年度における保険料率の算定に関する基準の特例を次のように定める。

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から100,000円を控除する。

(3) 条例第11条に定める特別給付に、おむつの支給を加える。

3 資料

条例新旧対照表 別紙1のとおり

4 実施時期

令和3年4月1日から施行する。

中野区介護保険条例（平成 12 年中野区条例第 29 号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第 1 章～第 4 章（略）</p> <p>第 5 章 保険給付</p> <p>第 10 条（略） （特別給付）</p> <p>第 11 条（略）</p> <p><u>2 区は、法第 62 条に規定する特別給付として、当該居宅要介護被保険者等の申請により、おむつを支給する。</u></p> <p><u>3 前 2 項の特別給付の受給要件は、区長が別に定める。</u></p> <p>第 6 章（略）</p> <p>第 7 章 保険料 （保険料率等）</p> <p>第 15 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料の基準額は、68,710 円とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第 16 条・第 17 条（略） （普通徴収の特例）</p> <p>第 18 条 保険料額の算定の基礎に用いる地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による特別区民税（市町村民税を含む。以下「区民税等」という。）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第 1 章～第 4 章（略）</p> <p>第 5 章 保険給付</p> <p>第 10 条（略） （特別給付）</p> <p>第 11 条（略）</p> <p><u>2 前項の特別給付の受給要件は、区長が別に定める。</u></p> <p>第 6 章（略）</p> <p>第 7 章 保険料 （保険料率等）</p> <p>第 15 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度までの保険料の基準額は、68,709 円とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、令和 2 年度における、別表 1 の項に掲げる第 1 号被保険者の保険料率は 100 分の 45 を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第 1 号被保険者の保険料額は 30,900 円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表 2 の項に掲げる第 1 号被保険者の保険料率は 100 分の 60 を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第 1 号被保険者の保険料額は 41,200 円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表 3 の項に掲げる第 1 号被保険者の保険料率は 100 分の 70 を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第 1 号被保険者の保険料額は 48,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>第 16 条・第 17 条（略） （普通徴収の特例）</p> <p>第 18 条 保険料額の算定の基礎に用いる地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による特別区民税（市町村民税を含む。以下「区民税等」という。）</p>

の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「全世帯員」という。）の前年度区民税等の課税非課税の別又は前年度の合計所得金額をもって算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認めるときは、当該額の範囲内において区長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料額として普通徴収する。

2 （略）

第19条～第25条 （略）

第7章の2～第9章 （略）

附 則

第1条～第8条 （略）

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての別表（6の項(1)、7の項(1)、8の項(1)、9の項(1)、10の項(1)、11の項(1)、12の項(1)、13の項(1)、14の項(1)、15の項(1)及び16の項(1)に係る部分に限る。）及び第18条第1項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額に

の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「全世帯員」という。）の前年度区民税等の課税非課税の別又は前年度の合計所得金額をもって算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認めるときは、当該額の範囲内において区長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料額として普通徴収する。

2 （略）

第19条～第25条 （略）

第7章の2～第9章 （略）

附 則

第1条～第8条 （略）

については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

別表（第15条関係）

	第1号被保険者	保険料率	保険料額
1	令第39条第1項第1号に掲げる者	100分の30	20,600円
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	100分の35	24,000円
3	令第39条第1項第3号に掲げる者	100分の65	44,600円
4	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
17	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第1項、第18条第1項及び別表の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

	第1号被保険者	保険料率	保険料額
1	令第39条第1項第1号に掲げる者	100分の45	30,900円
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	100分の60	41,200円
3	令第39条第1項第3号に掲げる者	100分の70	48,000円
4	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
17	(略)	(略)	(略)

備考 (略)